

町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 (2 0 2 0 年) 2 月 2 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例

町田市学童保育クラブ設置条例（昭和４７年３月町田市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（設置） 第１条 小学校に就学している<u>児童</u>（以下「学童」という。）で家庭において保護者の適切な保護を受けられない<u>もの</u>に対して組織的に指導を行い、もって学童の事故防止と心身の健全な育成を図るため、町田市学童保育クラブ（以下「クラブ」という。）を設置する。 （対象学童） 第３条 クラブに入会することができる者は、保護者（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の保護者をいう。以下同じ。）の労働、疾病その他の理由により、適切な保護を受けられないと市長が認める<u>学童とする。ただし、当該学童のうち市外に住所を有するものについては、町田市が設置する小学校に就学している者で、市長が特に必要と認めるものに限り、入会することができる。</u> ２ 略	（設置） 第１条 <u>本市は、</u>小学校に就学している<u>低学年児童</u>（以下「学童」という。）で家庭において保護者の適切な保護を受けられない<u>者</u>に対して組織的に指導を行い、もって学童の事故防止と心身の健全な育成を図るため、町田市学童保育クラブ（以下「クラブ」という。）を設置する。 （対象学童） 第３条 クラブに入会することができる者は、保護者（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の保護者をいう。以下同じ。）の労働、疾病その他の理由により、適切な保護を受けられないと市長が認める<u>小学校の第１学年から第３学年までに在学する児童とする。ただし、精神上又は身体上障がいのある児童であって、市長が特に必要と認めるときは、小学校の第４学年から第６学年までに在学する児童であっても入会することができる。</u> ２ 略

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、令和２年１０月１日から施行する。

（準備行為）

- この条例の施行の日以後の町田市学童保育クラブへの入会に係る手続その他の行為は、同日前においても、この条例による改正後の町田市学童保育クラブ設置条例

の規定の例により行うことができる。